

死刑廃止をめざして 2022.3 第10号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任 日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

- ・死刑制度の廃止を求める要請とその後の執行について…………… 9
- ・古川法務大臣による死刑執行…………… 9
- ・報告シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日2021」…………… 10
- ・報告無期懲役受刑者の処遇問題についての勉強会…………… 10

12月2日の大臣要請

当連合会は、新しい法務大臣が着任するたびに、死刑制度についての当連合会の立場を説明するため、大臣との面談を行っている。2021年10月4日、第一次岸田内閣で新たに古川禎久大臣が着任された。その後すぐに総選挙があったことから、11月10日の第二次岸田内閣での再任を待って、12月2日に要請活動を行った。当連合会からは、荒会長、法務大臣経験者である杉浦正健会員(当本部顧問)と、担当副会長である私が参加した。

今回の法務大臣要請の内容については、同日付けの「死刑制度の廃止を求める要請書」に記載のとおりである(日弁連ウェブサイトに掲載している)。

これまで、この種の要請書では、「死刑は究極の人権侵害である」「えん罪だった場合に限り返しがつかない」「犯罪抑止力に疑問がある」「死刑廃止は世界の潮流である」といった主張を記載することが多かった。たしかにこれらは死刑廃止の重要な論拠であって、これからも繰り返し述べていくことになるだろう。

しかし、いくら繰り返し正論を伝えても、法務省の公式見解は変わらない。古川法務大臣の就任記者会見での発言は、「死刑制度の存廃は各国において独自に決定す



死刑制度の廃止を求める要請とその後の執行について

副会長 土井 裕明(滋賀)

べき問題」「国民世論の多数が死刑もやむを得ないと考えている」「凶悪犯罪がまだ後を絶たない状況」「罪責が著しく重大な凶悪犯罪を犯した者に対しては、死刑を科することもやむを得ない」「死刑を廃止することは適当でない」というものであり、歴代の大臣答弁と全く変わるところはなかった。

日弁連も、法務大臣も、いつも同じ主張の繰り返しでは進歩がない。そこで、今回の要請書では、あえてこれまでとはスタイルを変え、死刑制度を取り巻く現状分析を中心に構成してみた。

アメリカの情勢

アメリカのバイデン氏は死刑制度の廃止を公約に掲げて大統領に当選した。2021年3月にはヴァージニア州が南部で初めて死刑を廃止した。同年7月には、ガーランド司法長官が、連邦レベルでの死刑の執行を停止するとの指示を公表している。さらに、ユタ州も死刑廃止に向けて動き始めている。アメリカが死刑制度を廃止すると、OECD38か国のうち死刑を執行する国は日本だけとなる。

日豪円滑化協定と死刑廃止問題

日豪円滑化協定は、日豪の一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続及び同部隊の地位等を定める協定である。

このよう防衛政策をとることの是非はさておき、その交渉の背景に死刑制度の問題があったと指摘されている。オーストラリアは、自国だけでなく、世界で死刑制度が廃止されるべきであるとの立場をとっている。豪軍の関係者が日本国内で罪を犯した場合に死刑に処せられるおそれがあるという点が問題となり、円滑化協定の締結が大幅に遅れていた。要請活動を行った時点ではまだ署名前であったが、その後2022年1月6日に署名が行われ、協定の内容が明らかになった。

豪軍の関係者が日本国内で公務と関係なく罪を犯した場合、通常であれば日本が裁判権を行使するところだが、オーストラリアは、「特に重要であると認める場合」には日本に対して裁判権の放棄を要請でき、日本は「当該要請に対して好意的な考慮を払う」とことごとされている(日豪円滑化協定21条4項d)。「特に重要であると認める場合」とは死刑相当の事件を意味すると考えられる。

このことは、豪軍関係者が日本で重大犯罪を起こしても、日本の裁判所で裁判にかけることができないうことを意味する。オーストラリアに死刑がなく、日本に死刑制度があるために、日本が刑事裁判権の制約を受けることになるのである。

12月21日の執行の意味

前述のとおり、このような要請をしたにもかかわらず、その19日後、3名の確定囚に対して死刑が執行された。当連合会は、即日、会長声明を發出し、法務省に持参して抗議を行った。

前回の執行は2019年12月26日、ほぼ2年間執行がなかった状況であった。2020年は、もともと東京オリンピックと京都コングレス(国連犯罪防止刑事司法会議)が予定されていたことから、世界から注目を浴びる中での執行はしにくい状況であった。新型コロナウイルス感染症の影響でどちら

懲役刑と禁錮刑の一本化

法制審議会は、懲役刑と禁錮刑を一本化して新自由刑(拘禁刑)に再編するという刑罰制度改革を答申した。今年の通常国会に法案が提出されることが見込まれている。この法改正は、応報を主眼とする刑罰制度から、更生と教育を主眼とする刑罰制度へ移行することを意味するものである。

死刑という刑罰は、罪を犯した人を抹殺することを目的としていることから、更生や教育を意図しない。刑罰が持つ特別予防の目的は最初から放棄されている。そのため、新しい刑罰体系の中で、死刑がますます異質なものであることが明白になる。

古川法務大臣による死刑執行

2021年12月21日、東京拘置所及び大阪拘置所において3名に対して死刑が執行されました。岸田内閣が発足し、古川法務大臣が就任してからわずか79日目での執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に対し強く抗議し、死刑制度を廃止する立法措置を講じること、死刑制度が廃止されるまでの間全ての死刑の執行を停止することを求める会長声明」を発表し、法務大臣及び内閣総理大臣宛てに提出しました。会長声明は、日弁連のウェブサイトにて御覧いただけます。

<https://www.nichibenren.or.jp/document/statement/year/2021/211221.html>

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。

らも1年延期になり、2021年に入っても執行ができなかったのである。

それが、2021年の年末になって執行に踏み切ったのはなぜか。年末も押し迫ったこの時期、国会の会期終了日のこの日に執行したのはなぜなのか。世界の注目も浴びにくく、国会議員も地元に戻り、報道も年末体制に入る、他方、2年連続で執行がないという事態は絶対に回避する、そういうタイミングでの執行である。そこには、死刑制度は断固として維持しようという法務省の強い意志を感じざるを得ない。死刑という制度が、必ずしも遺族感情を慮って運用されているわけではなく、政治的な思惑で行われていることが現れた今回の執行であったと感じる。

執行後の会見で大臣は「慎重な上にも慎重な検討を加えた上で、死刑の執行を命令した」と述べた。今回の執行は、大臣就任から79日目での執行であった。

報告

シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日2021」

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 副本部長 川村 百合(東京)

2021年10月12日、シンポジウム「死刑廃止の実現を考える日2021」を開催した。

基調報告を芥川賞作家の平野啓一郎さんをお願いし、後半は、朝日新聞論説委員の井田香奈子さんと当本部副本部長の大川哲也会員に平野さんを加えて、パネルディスカッションを行った。

平野さんのお話

京都大学法学部生だった頃には、「死刑はやむを得ない」と考えていた。

小説家としてデビューした後、パリに滞在した折に、知己を得た小説家たちと話をしていて、彼らは非常にリアルで、寛大で、平等を重んじる思想を持っており、その思想にほぼ全面的に賛同することができたが、彼らは「死刑に反対であり、その点だけは自分と意見が異なった。そこで、なぜ、死刑に関してだけ自分が彼らと異なる思想を抱いているのかを意識的に考えるようになった。そして、死刑賛成という意見の背景にある思想が自己責任論であり、自分の思想とは相容れないことに気づいた。

など様々な事件・社会事象を受け、「なぜ人を殺してはいけないのか」という自明の前提自体が揺らいでいると感じ、小説家としてそれに答えるべきだと考えた。そこで、犯罪被害者を描くことで「なぜ人を殺してはいけないのか」を書くべきと思い、犯罪被害者家族の集会に参加するなどして被害者が放置されている現実を知り、小説「決壊」を書いた。あくまで被害者の視点で書いたつもりだったが、書き進めるうち、死刑制度自体に心から嫌気がさした。死刑はあつてはならない制度だと、そのとき初めて強く意識するようになった。そのため、当初の予定にはなかったのだが、小説の終盤で、被害者遺族に死刑制度反対の意見を言わせた。

三つ目は、殺人は絶対的な禁止であつて、事情が許せば人を殺すことも可能だというような相対的な禁止ではないはずだと思つたこと。国家が「よくよくの事情で」人を殺す死刑は間違つている。刑罰は国家によるペナルティーである。ペナルティーを科す側は、科される側より倫理的に圧倒的に優位に立っていないといけない。さらには、犯罪抑止効果に疑問があること、死に直面させることで反省を強いる考え方に疑問があること、など。

死刑反対の意見に対して賛成の人から言われる「自分の家族が殺されたら犯人を許せるのか」という点について、自分には許す自信はないが、犯人を許さなければ死刑は求めないという立場はあるはずだ。死刑廃止運動がこれまで成功していない理由の一つは、被害者に対するケアが遅れていることがあると思う。亡くなった被害者は生き返らないが、その分、国家が被害者遺族に対して、生きていくために必要な支援制度を豊富に準備する必要がある。

パネルディスカッション

平野さんのお話を受け、死刑制度の本質、死刑制度を廃止すべき理由、加害者側の問題、被害者・遺族の応報感情、死刑制度廃止までの道のりについて、順に議論を進めた。紙幅の都合でごく一部を紹介する。

井田さんからは、死刑制度を議論する前提としての情報が国民に開示されていない問題、刑罰制度の在り方として生命の大切さを謳う国家が人の生命を奪うことで犯

報告

無期懲役受刑者の処遇問題についての勉強会

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部 副本部長 小田 清和(広島)



基調講演をされる平野啓一郎さん

2021年9月16日、府中刑務所教育部長の新海浩之氏を講師とした勉強会をオンラインにて開催した。新海氏からアメリカ、カナダの研究と日本の研究を紹介していただいた後、それらの内容について紹介された。

新海氏は、主観的健康観について研究されており、無期刑の受刑者は、年を取ると心の健康度合いが改善する傾向にあり、有期の長期受刑者は悪化する傾向にあると見られると報告された。また、拘禁期間が500ヶ月を超えると健康度が下がってくるとの報告もあるが、それも年齢によるものなのか、在所期間によるものなのかについては、不明というところであった。

処遇問題については、現在の処

社会的弱者が、その適切な支援を受けることができず、結果として事件を起こして、国家から罰を受けるというのは、まさに国家の不作為が生んだ悲劇であるとの指摘がされた。

本パネルディスカッションでコーディネーターを務めた私は、平野さんが2018年に公表された長編小説「ある男」の253頁をあららこちらで紹介しており、みな「感銘を受け

た」と言ってくれるのだが、紙幅の都合上、引用ができないので、ぜひ各自でお読みいただきたい。

遇は刑務作業が中心であるため、この点に重点が置かれ、それ以外の指導に関しては、人的資源等の問題もあり、必ずしも十分に行われているとは言えない現状だろうと認識されているということである。また、有期懲役受刑者は、受刑期間が決まっているので、社会復帰に向けた指導や処遇については、ある程度目が届いていると言える。一方、無期刑の受刑者や長期受刑者に対しては、処遇指針が昭和47年当時のまま、改定されない状況で、無期受刑者に対する処遇要領では、仮釈放を目指すことは目標とされており、長期受刑者の処遇とあまり変化はないというところであった。

受刑者に対する現実の処遇においては、受刑者の自尊心を満足さ

せるようなものがあれば、心の健康合いも良くなる。例えば、経理事務を行ってもらったり、趣味などの発表会を行ったりすることで良い結果が得られたとのことである。また、社会復帰のためには外部との接触も必要であるが、逃走防止などの措置も講じる必要がある。ヨーロッパで行われているような処遇を取り入れることは、国民の受刑者に対する対応(見方や接し方)を見ると、簡単ではないとの感想も話されていた。

代替刑としての終身刑の導入を検討するに当たり、無期懲役受刑者の具体的処遇内容を更に調査し、同時に国民の意識の変更も、充実した処遇内容を検討するためには必要だと感じた。